

公益財団法人とかち財団が管理運営する施設の貸館使用に係る条件および留意事項

令和2年 4月 1日 適用開始
令和2年 5月25日 一部変更
令和2年11月 1日 一部変更

【適用期間】

- ・令和2年4月1日から当面の間

【対象施設（会議室等）】

- ・十勝産業振興センター（大会議室、中会議室）
- ・北海道立十勝圏地域食品加工技術センター（研修室）

※LANDについては別に定める

【使用条件および留意事項】

1. 公益財団法人とかち財団（以下「当財団」という。）が管理運営する施設の貸館使用を希望する者は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、貸館使用による事業・会合・イベント等（以下「事業等」という。）の開催や実施の必要性について、使用承認申請を行う前に十分検討すること。
2. 貸館使用にあたっては以下の事項を遵守し、感染拡大防止対策を十分に講じる等の細心の注意を払った上で、自らの責任において実施すること。
 - ① 事業等の主催者または代表者（以下「主催者等」という。）は、使用者、参加者及び来場者（以下「使用者等」という。）の健康状態を把握し、発熱者や具合の悪い方が参加しないよう対処すること。
 - ② 飛沫感染を防ぐため、会議室等の使用定員にかかわらず、使用者等の人数は極力抑えるよう努めること。
 - ③ 使用者等との間に、十分な社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保すること。飛沫防止パネル・シート等を設置しない場合は、使用者等の間隔を1メートル程度設けるよう努めること。
 - ④ 感染リスクを抑えるため、可能な限り使用時間の短縮に努めること。
 - ⑤ 換気の悪い密閉空間とならないよう、扉の開閉をこまめに行うこと。
 - ⑥ 原則として、会議室等の入場前には、主催者等が準備する消毒液等を用いて、必ず手指消毒を行うこと。また、手洗いを適宜行うこと。
 - ⑦ 原則として、使用者等へのマスク着用率100%を確保すること（未着用の使用者等には、主催者等が準備するマスクを配布する）。その上で、咳エチケットを守り、各自感染予防に努めること。
 - ⑧ 大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないこと。
 - ⑨ 事業等の実施により感染が発生、または感染の発生が疑われる場合は、主催者等は必ず速やかに当財団へ連絡しなければならない。

- ⑩ 感染が発生した場合の対応に備え、主催者等は可能な限り使用者等の氏名や連絡先等を確認し、その名簿を作成すること。また、当財団または関係官庁等の要請があった場合は、速やかに名簿を提出すること。
- ⑪ 事業等の実施において混雑が見込まれる場合は、当財団による入場制限を行うことがある。また、上記事項に従わない場合は、使用の中止等を求めることがある。いずれの場合も、主催者等はこれに従わなければならない。
- ⑫ 感染拡大の状況等により、使用条件および留意事項を追加または変更する場合がある。

以 上

【変更履歴】

(1) 令和2年5月25日

適用期間から「最低1ヶ月間」の文言を削除

- ・緊急事態宣言解除後の「新しい生活様式」「北海道スタイル」を実践する観点から、適用期間の満了日を設けずに、使用条件等を当面の間遵守させることとする。

(2) 令和2年11月1日

使用定員制限の一部緩和に伴い、使用条件等の第2項各号を一部変更

- ・マスク着用・手指消毒徹底の原則義務化 等